

福井市公共施設等への太陽光発電設備導入計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「福井市公共施設等への太陽光発電設備導入計画」を策定するにあたり、その計画策定業務について最も適切な専門性、創造力、企画力、技術力、経験を有する受託候補者を選定する公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務名

福井市公共施設等への太陽光発電設備導入計画策定業務

(2)業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3)業務期間

契約締結の日から令和8年1月15日(木)まで

(4)見積上限額

9,984千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※なお、参考見積書の金額が、見積上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成11年12月20日施行)の規定に基づき、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続

- 開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - ② 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - ④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (9) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、本業務と同種又は類似の業務実績を1件以上有すること。
- (10) 市との密接な連携を図るため、市内に本店、支店又は営業所を有する事業者であること。
- (11) 複数の事業者等により構成される共同体として参加する場合は、次に掲げる条件を全て満たすこと。
- ① 共同体は3者以下で構成すること（共同体を構成するすべての事業者を「構成員」という。以下同じ。）
 - ② 共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ③ 共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
 - ④ 共同体の構成員は、上記(1)～(8)に掲げる要件をすべて満たし、かつ、共同体を代表する者は、併せて上記(9)～(10)に掲げる要件もすべて満たしていること。

4 スケジュール

期日・期限	手続き等	手段等
令和7年6月13日(金)	(1)実施要領等の公表	市ホームページ
令和7年6月20日(金)12時必着	(2)質問票の提出期限	メール
令和7年6月24日(火)	(3)質問票の回答期限	市ホームページ
令和7年6月27日(金)12時必着	(4)参加申込書等の提出	持参又は郵送
令和7年7月7日(月)	(5)参加資格の審査結果通知	メール

令和7年7月14日(月) 12時必着	(6)企画提案書等の提出期限	持参又は郵送及びメール
令和7年7月22日(火)	(7)審査委員会の開催	
令和7年7月25日(金)	(8)審査結果の通知	メール、郵送及び 市ホームページ
契約締結の協議後	契約締結	

5 プロポーザルの手続き等

(1)実施要領等の公表

- ①公表日 令和7年6月13日(金)
- ②公表方法 市ホームページに掲載「プロポーザル情報」
(<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/keiyaku/proposal/p071574.html>)
- ③公表資料 ◆実施要領
◆企画提案仕様書
◆審査基準

(2)質問の受付

- 本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問票により受け付ける。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- ①提出書類 質問票【様式1】
- ②提出期限 令和7年6月20日(金) 12時必着
- ③提出方法 電子メール(kansei@city.fukui.lg.jp)
- ④提出先 環境政策課

※提出後、環境政策課へ、電話により到達の確認を行うこと。

(3)質問に係る回答

- ①回答日 令和7年6月24日(火)
- ②回答方法 質問内容及び回答を市ホームページに掲載

(4)参加申込書等の提出

- 本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記①の提出書類を各1部提出すること。

- ①提出書類
 - ア 参加申込書【様式2】
 - イ 参加資格誓約書【様式3】 ※共同体的場合は全ての構成員のもの
 - ウ 類似業務受託実績概要書【様式4】 ※共同体的場合は共同体を代表する者
 - エ 会社概要書【任意様式】
※共同体的場合は全ての構成員のもの
※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの
 - オ 共同体結成届出書【様式5】 ※共同体を結成する場合のみ
 - カ 福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出したことがわかる書類
※共同体的場合は全ての構成員のもの
※参加申込の時点で福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されてい

ない場合のみ提出すること。

令和7年6月27日(金) 12時必着

②提出期限 持参又は郵送

③提出方法 ※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に持参すること。
(6月27日(金)は12時まで)

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付すること。

環境政策課

④提出先 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに、参加辞退届【様式6】を提

⑤参加辞退 出すること。

※電話連絡の上、配達記録郵便又は書留にて提出すること。

(5)参加資格審査の結果通知及び審査委員会の実施通知

●参加申込書の提出者について参加資格の審査を行い、その結果(資格の有無)を通知する。

●参加資格審査において「資格有り」となった場合には、審査委員会に係る案内(審査会場及び開始時間等)について、参加資格審査の結果通知と併せて通知する。

①通知日 令和7年7月7日(月)

②通知方法 電子メール

(6)企画提案書等の提出

●参加資格が有ることが確認された者は、下記①の提出書類を提出すること。

●企画提案は1者1提案(共同体での提案を含む。)とする。

●提出期限までに下記①の提出書類を提出しない者は、辞退したものとみなす。

①提出書類 ◆企画提案書提出書【様式7】

◆企画提案書及び経費見積書【任意様式】

※企画提案書及び経費見積書の作成にあたっては、企画提案仕様書を参照すること。

※用紙の形式等は、A4版、片面印刷、枚数制限なし、とする。ただし、表現の都合上、用紙や記述の方法を一部変更することは可能とする。

②提出部数 各10部

※企画提案書提出書【様式7】は1部のみの提出とする。

③提出期限 令和7年7月14日(月) 12時必着

④提出方法 持参又は郵送、及び電子メール(kansei@city.fukui.lg.jp)

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に持参すること。

(7月14日(月)は12時まで)

※郵送の場合は、配達記録郵便又は書留で送付すること。

※企画提案書及び経費見積書については電子メールでも提出すること。

⑤提出先 環境政策課

(7)審査委員会（プレゼンテーション）の開催

- 市が設置する審査委員会において、提出された企画提案内容をより深く理解するため、提案者によるプレゼンテーションを行った後に審査を行い、最も優れた企画提案を行った提案者を受託候補者として選定する。
- 提案者が1者のみであった場合でも、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

①実施日時 令和7年7月22日（火）

②実施場所 会場対面式での開催を予定。実施日時等の詳細は、別途通知する。

③実施方法 ◆提出した企画提案書等によるプレゼンテーション

- ・プレゼンテーションの持ち時間は、1者につき20分程度（5分程度の準備にかかる時間を除く。）とするが、進行スケジュールにより変更することがある。
- ・出席者は3名以内とする。なお、共同体については、各構成員が必ず出席すること。
- ・業務の企画運営に携わる実務担当者が説明を行うこと。
- ・審査委員会当日の企画提案書の差替え及び追加資料の配布等は認めない。
- ・企画提案書に基づかないプレゼンテーション部分は、審査対象外とする。

◆質疑応答 10分程度

◆非公開

④審査基準 別紙審査基準のとおり

⑤留意事項

- ・プレゼンテーションに参加しない場合は失格とする。
- ・災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。
- ・プレゼンテーション用の資料が入ったPC及びケーブル等は持参すること。モニター（もしくはプロジェクター・スクリーン）は、会場側で準備する（モニター及びプロジェクターは、いずれもHDMIでの接続となる）。

(8)審査結果の通知

- 審査結果について、次のとおり通知する。

①通知日 令和7年7月25日（金）

②通知方法 電子メール及び郵送

また、市ホームページにおいても公表する。

6 契約の締結等

- (1)審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2)契約締結の協議は、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市から企画提案書の内容への追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3)契約締結の協議により、業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴した上で、その内容に基づく契約手続きを行う。

- (4)業務に係る仕様について、市が、必要があると認めるときは、提案募集時の内容から変更することができるものとする。
- (5)契約締結の協議が整わなかった場合には、審査委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (6)契約締結にあたっては、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録を条件とする。
- (7)市から支払う委託料については、全ての業務終了後に提出される報告書に基づき、市において契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。なお、部分払いが必要な場合は、市と受注者が別途協議し、契約書に定めることとする。

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、当該参加申込者（共同体の場合は、すべての構成員）について、本プロポーザルへの参加を認めないか、又は契約の締結を無効とし、若しくは取消しを行うことがある。

- (1)前記「3参加資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2)提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (3)作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (4)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5)虚偽の内容が記載されているとき。
- (6)審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (7)本要領に違反すると認められるとき。
- (8)その他、市があらかじめ指示した事項に反する行為があったとき。

8 その他注意事項

- (1)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2)提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (3)提出書類は、返却しない。
- (4)提出書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5)提出書類は、福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザル実施前において、受託候補者の決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6)業務の履行期間はもとより、その後においても、当業務で知り得た機密、個人情報 は 厳重に取り扱うこととし、福井市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。
- (7)本業務の受注者となる者の企画提案書は、委託契約締結時点で、福井市に帰属するものとする。
- (8)企画提案書に特許権など法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は提案者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上すること。
- (9)委託業務における受注者の制作物は福井市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、福井市が制作物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

9 担当部署（書類提出先・問い合わせ先）

福井市 市民生活部 環境事務所 環境政策課 基本計画推進係

〒910-8511 福井市大手 3 丁目 10-1（福井市役所別館4階）

電話:0776-20-5609

FAX:0776-20-5754

電子メール: kansei@city.fukui.lg.jp